

の意味で、アメリカにおける東南アジア研究がすでに第二段階に入ったことを知るのである。

本書はタイ国の首都バンコク周辺にあるバン・チャン（コーネル大学の地域研究プロジェクトがおこなわれた村）で、2カ年あまり調査をしたタイ農民の性格の研究である。

研究の目的としては、第一に中部平原におけるタイ人の成人にかんする性格的特徴の基礎的記述、第二には、いろいろな文化における性格の比較研究が当面している方法論的、理論的、技術的諸問題の解明である。

基本となっているデータは、直接観察による資料と、バン・チャンにおける111人におよぶ客観テストによるものからなっている。本の内容はつぎのようにまとめられている。第一章 バン・チャンの村、第二章 タイ人の性格にかんする客観的観察、第三章 調査の方法論、第四章 文章完成法、第五章 文章完成法によるタイ人の性格研究、第六章 タイ文化からまなんだもの。それに手頃な文献集がついている。

以上のような内容のなかで、著者はタイ人の「個人主義的」な傾向が人間関係にどのような影響をあたえているか分析している。また、たいへん興味ぶかいのはJohn E. Embreeが1950年に書いた論文“Thailand-A Loosely Structured Social System”, *American Anthropologist*, No. 52, PP. 181—103 以来、タイ人社会の特徴を示す用語となった‘loosely structured society’が、どのような過程で形成されるかということ、育児過程や小乗仏教との関係にまでおよんで論じていることである。

地域研究のなかでも、とくに心理学的接近法をする場合には、現地語の高度な知識とフィールドに長期滞在するということが、不可欠な条件であるということ、本書が教えるのである。

著者はカリフォルニア大学人類学部（パークレー）の準教授で、同大学の東南アジア研究センターのチェアマンである。同氏は今年の初夏から、タイ国で戦後に出現した‘あたらしいエリート’の研究に従事している。有能な人類学者だけに、その成果が期待されるのである。（飯島 茂）

Phaithun Kruakao, Dr.: *Laksana Sangkhom Thai lae Lakkan Phatthana*

*Chumchon*. Bangkok, 1963. 425p.

タイにおける地域開発の歴史は、1958年内務省内務局に、部内措置として「地域開発室」が設置されたことにより新しい局面に入る。同年10月、クーデタによって政権を握るや、「国家開発（Kan Phatthana Prathet）」を旗印に、つぎつぎと意欲的な施策を展開して行った故サリット元帥の強力な支持をえて、「地域開発室」はまず「部」に昇格し、ついで1962年には4課1室を擁し、全国の県・郡にまたがる巨大な下部組織にささえられる「地域開発局」へと発展した。本書は同局の研修課長であり、同時にタマサート大学、カセーサート大学で「地域開発論」、「社会学」を講じている Phaithun Kruakao, Ph. D. (Cornell) の労作である。その内容から見るに、おそらく同博士の担当する内務省地域開発指導員（Phatthanakon）の研修用テキストとして執筆されたものと思われる。

全体は補遺に含まれた独立の2論文をあわせ4部12章に分けられている。第1章は「タイ国民と地域開発」と題する総論。第2部「タイ社会の特質」は、「タイ社会の価値体系」（第2章）、「タイの社会的階層」（第3章）、「農村社会としてのタイ社会」（第4章）、「タイ社会の他の特質」（第5章）の4編の論文を含む。この部分は、本書を、その実践的目的から離れて、われわれ外国人読者にとってきわめて示唆的な内容をもつものにしてている。

これまでタイ社会の特質について論じたものといえは Ruth Benedict の戦時中（1943）の論文“Thai Culture and Behavior”（Cornell Univ. Data Paper Number 4, 1952）のほか、屢々引用される John F. Embree の古典的論文“Thailand-A Loosely Structured Social System”, *American Anthropologist*, No. 52 (1950) など、いずれもタイとは文化的背景を異にする欧米——とくに米国の学者の筆になるものばかりであった。したがって本書の第2部におさめられた一連の論文は、新しい方法論を身につけたタイ社会学者によるタイ社会の分析であるという点において、ユニークな価値をもつ業績といえよう。

たとえば第2章においてタイ社会の価値体系を論じた著者は、タイ人が“yok yong”すなわち「価値があると認める」資質として、(1)富、(2)権力、(3)年令・年功、(4)“Chao Nai”であること、(5)“Nak Leng”の心、(6)寛容、(7)報恩、(8)知識あること、

(9) 礼節をとりあげ、おのおのの内容をきわめて具体的に記述しその分析を試みている。このうち、たとえば“Nak Leng”などという概念ひとつをとってみても、これがタイの政治家に要求される重要な資質であるにもかかわらず、これまであまり人の注意をひかなかった。(a rogue; a rascal; a dishonest and unprincipled person (McFarland) などの訳語からはこの語がある context においてもつ特殊の内包——日本語の「親分はだ」にやや類似している——を想起することは困難であろう。)

また“Chao Nai”であるための条件として、(1)国王または国家によって名誉ある地位を与えられること、(2)机に坐って仕事をするか、あるいはまったく行事も為さずして、しかも生活に困らぬこと、(3)「家来・子分・付き人(Phu Tittam)」をもっていること、などの点をとりあげ、タイ人の中には、額に汗して労働にはげむ農民をいやしみ、かえって無為に日々を過ごす playboy の方を高く評価する傾向さえある点を指摘していることなども興味深い。

第3部は地域開発指導員の manual を目指したもので、地域開発の理論と実践につき4章にわたり論じている。補遺の「地域開発局の事業」(第11章)は、同局設置の沿革と現状につきのべており、研究者の参照すべき基本的重要性をもつ文献といえよう。

(石井米雄)

Choop Karnjanaprakorn: *Municipal Government in Thailand as an Institution and Process of Self-Government*. Institute of Public Administration, Thammasat University, Bangkok, 1962. xxvi + 249pp.

著者は、現在タマサート大学行政研究所のAcademic DivisionのDirectorであるが、研究生活にはいる前には、内務省官僚として約10年間地方行政の実際にたずさわわり、その間Municipal Governmentに関する法令の制定、その機構改革にも直接関係した経歴を有する行政学者である。以上の経歴からみても、著者が主題に関する第一級の適任者たることはあきらかであるが、実際本書においては、著者の豊富な経験と、米英留学をふくむ広汎な研究活動からえられた学問的知識とが理論的に見事に整理・総合されている。目下のところ、本書に比肩しうような類書はほとんどみあ

たらぬ、といつてよい。

さて、タイのMunicipal Governmentは、1932年の革命につづく行政の地方分権化の一環として「上から」導入されたもので、1933年に最初のMunicipal Actが制定されている。その後幾度かの改革がなされたが、1963年現在、3つの市(Nakorn)と82の町(Muang)、35の村(Tambol)に「自治」が認められている。

本書においては、タイにおけるMunicipal Governmentの形成期たる1932~1957年の間における、その機構と運営の実際が直接の対象とされている。しかし著者の主たる関心は、むしろMunicipal Governmentより一般的には「地方自治」に関する中央政府の政策、その政策実施にあたっての政府官僚の行動様式の分析におかれている、といつてよい。その際著者は、たんなる記述的方法に満足せず、最近の行動科学的アプローチをも採用して、上述の諸問題をタイの文化的伝統、社会的経済的背景等にまで掘り下げて解明しているが、例えば「地方自治」未発達の要因の一つとして、タイ官僚制にみられる「温情主義」の伝統と政府を「慈恵的」なものとするタイ人民の心理的態度を指摘するなど、随所にすどい分析が示されている。その分析を一貫する著者の問題意識は、「西欧文化に起源する地方自治」制度のタイにおける定着・発展の可能性の問題である。著者は、Municipal Governmentの活動領域が拡大するに比例してかえって中央政府のコントロールが強化され、「自治」が制限される傾向が認められることを指摘しながら、しかし、例えば村レベルの指導者の選挙にみられるように、タイにもグラス・ルーツ・デモクラシーが存在しており、よき指導が適切になされるならば、地方自治の発展も期待できないことではないとしている。

最後に本書の構成を簡単に述べておくと、序章につづいて第一章「地方自治の起源と発展」、第二章「現行のMunicipal Governmentにおける伝統的観念の支配」、第三章「内務省の役割」、第四章「Municipal Governmentの機構：立法機関」、第五章「Municipal Governmentの機構：その行政機関」、第六章「Municipal Governmentの機能と財政」、第七章「結論：Municipal Governmentに関連する若干の問題の分析」という章別になっている。

本書は、その標題からみても、またその章別の構成